

GIGAスクール構想に基づく各種計画について

【 新庄村 】

1 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	50	49	54	50	48
②予備機を含む 整備上限台数	57	36	6	1	0
③整備台数 (予備機を除く)	18	31	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	18	31	0	0	0
⑤累積整備台数	18	49	49	49	49
⑥累積更新率	36	100	91	98	100
⑦予備機整備台数	2	5	0	0	0
⑧⑦のうち 基金事業によるもの	2	5	0	0	0
⑨累積予備機台数	2	7	7	7	7
⑩予備機整備率	11	14	0	0	0

(端末の整備・更新の考え方)

令和6年度と令和7年度の2年間で、GIGA第1期で整備した端末を更新していく計画である。整備済みの端末が故障等により使用不能となった場合に備え、更新時に予備機を購入して対応する。児童生徒数の増加に伴い、計画上の端末台数では⑤累積更新率が減少する年度もあるが、実際は現時点で保有している端末を5台(予備機として)充てることで児童生徒分については不足なく使用できる。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数： 令和7年度：20台 令和8年度：38台

○処分方法

・令和7年度 ・処分業者による下取り：20台

・令和8年度 ・処分業者による下取り：38台

○端末データの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

○自治体の職員が行う

・処分業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年3月 新規購入端末の初期設定

4月 新規購入端末の使用開始

5月 使用済み端末の引き渡し

令和8年3月 新規購入端末の初期設定

4月 新規購入端末の使用開始

5月 使用済み端末の引き渡し

2 ネットワーク整備計画

- ・必要なネットワーク速度が確保できている学校数(2校・100%)
- ・新庄小中学校では、役場のサーバーを経由してインターネットへの接続をしており、最大100Mbpsの通信速度で接続されている。また、現時点で、普通教室、特別教室、体育館、運動場等すべての学習場所で必要な通信速度の確保ができています。今後も接続状況を把握するとともに、同時利用率を考慮しながら、必要かつ安定したネットワーク環境が維持できるようにしていく。

3 校務DX計画

新庄村では校務DXについての現状と次世代の校務DXの充実のために以下のような対策を実施していく。

(1) 校務DX推進体制の構築について

- ・校内のICT機器及びネットワーク環境整備と教職員のICT活用能力の向上と学習への積極的な活用を促進するため、新庄村では令和3年度より「ICT支援員」を配置している。

(2) ネットワーク環境の整備について

- ・学校内のネットワーク環境については普通教室、特別教室、体育館、運動場等、すべての学習場所で必要な通信速度を確保できている。今後も必要かつ安定したネットワーク環境が維持できるようにしていく。
- ・令和3年度より、持ち帰りを進めるにあたり家庭のネットワーク環境について実態調査を行い、Wifi環境の整備されていない家庭が数件あったが、持ち帰りを実施するまでの間に全家庭でWifi環境が整備され、持ち帰りが可能となった。教育委員会では、不測の事態に備え、貸出用のルータを準備している。
- ・R3年度10月から、5年生以上が家庭への持ち帰りを始め、令和4年度からは3年生以上が日常的に持ち帰りをしている。

(3) 児童生徒へのICT活用の推進

- ・1人1台端末を毎日授業等で活用するとともに、持ち帰らせることで、家庭学習の充実を図る。
- ・クラウドツールやデジタル教材を用いて学習に取り組み、個別最適な学び、協働的な学びを進める。

(4) 保護者との情報共有の強化

- ・情報連絡ツールを活用することで、行事や通知等の配布物をペーパーレス化するとともに確実な情報共有を効率よく進める。
- ・クラウドサービスを活用し、各種連絡、アンケート調査等を実施する。

(5) 業務の効率化

- ・校務支援システムを導入し(令和3年度より)、出退勤管理、成績処理等の効率化を図る。また、定期的にシステムの見直しを行い、改善を図っている。
- ・校務支援システムの名簿情報の入力については、村教委からデータで提供を行うことで、合理的に取り組むことができている。
- ・校務支援システムの更改の時期に合わせて次世代の校務支援システムへと移行できるように、令和8年度までに校務系ネットワークシステムの現状分析や望ましい校務の在り方などについて具体的な検討を行う。
- ・認証システムの導入を検討し、FAXや押印の廃止に向けて取り組む。
- ・クラウドツールを活用し、職員会議や校内研修の資料等を共有し、ペーパーレス化と事前に情報共有をすることで、会議の効率化と質の向上を図る。
- ・各種研修等をオンラインやオンデマンド視聴で実施し、移動のロスや負担をなくすとともに時間や場所の制約を受けない参加と効率化を実施する。

(6) セキュリティ対策の強化

- ・策定したセキュリティポリシー(令和3年度)を教職員間で共有するとともに、随時見直し、改善を進めていく。
- ・児童生徒、教職員、保護者への情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育を継続して行い、情報セキュリティ意識の向上を目指す。

4 1人1台端末の利活用に係る計画

(1) 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力・問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の情報手段の充実を図る」ことが明記されている。また、小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動においてICT機器を積極的に有効活用し、個別最適化された学びと協働的な学びを一体的に推進していく。

(2) GIGA第1期の総括

令和2年度の国のGIGAスクール構想により、1人1台端末、ネットワーク環境が整備され、令和3年度から全児童生徒が、授業や家庭学習で活用を進めてきた。それまで使用してきたロイロノートやデジタル教科書、タブレットドリル等を効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めてきた。現在では、ほぼすべての授業で端末を

活用できている。家庭でのWifi環境も整備が進み、令和3年10月からは、5年生以上が持ち帰り、家庭学習でも活用している。現在では、3年生以上がほぼ毎日持ち帰っている状況にある。今後も授業と家庭学習をつなぐ効果的な活用方法を研究していく必要がある。

(3) 1人1台端末の利活用方策

引き続き、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、1人1台端末環境の整備を確実に行うとともに、次の①～⑤に取り組む。

① 情報活用能力を育む授業づくり

- ・ICTを活用した授業の実践を増やす。
- ・STAGE3を単元構成の中で展開できるように授業改善に心掛ける。
- ・効果的な取組を研究し授業で展開する。
- ・上記において効果的とは、児童生徒の探究心が向上しあわせて一人一人の学力が向上すること。並びに働き方改革に繋がること。
- ・児童生徒が自分で作成した映像や作品を端末を使って発表するなど能力を存分に発揮させる授業を行う。
- ・端末を持ち帰ることで授業に繋がる家庭学習の充実を図る。

② 教員の端末活用能力向上のための研修の実施

- ・先進校視察やオンライン等で公表されている授業を研究し、ICTを活用した授業の実践を積極的に行う。
- ・ICTを活用した授業の実践を公開し校内研修で協議し合う。

③ 学校におけるICT環境整備の推進

- ・ICT環境整備については新しい環境に常にアンテナを張り、整備するために予算化する。助成金や補助金を積極的に活用する。
- ・最先端の環境整備といえども、数年で古くなることを考え常にICTに関する情報の収集を行うとともに随時更新していく。

④ 学校と家庭をつなぐ情報の共有

- ・ホームページやMEXCBT等を活用して学校と家庭をつなぐ情報を常に提供し、家庭の協力を得ながら推進していく。
- ・保護者向けに端末を活用した学習の仕方について情報提供し、家庭学習の協力を得る。

⑤ 情報セキュリティ対策、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の徹底

- ・学校で作成した情報セキュリティポリシー、並びに新庄村で作成した情報セキュリティポリシーを遵守する。
- ・一人一台端末を家庭学習で活用することを強く推進するが、児童生徒や保護者がお互いに情報モラル、デジタル・シティズンシップが向上するように学校の責任として進めていく。

「個別最適・協働的な学び」及び「学びの保障」についての現状値及び目標値

項目	評価の指標	現状値（R6）	目標値（R8）
個別最適・協働的な 学びの充実	児童生徒が自分で調べる場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	小中：100%	100%
	児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	小中：100%	100%
	教職員と児童生徒がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	小中：100%	100%
	児童生徒がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	小中：100%	100%
	児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	小中：50%	100%
学びの保障	希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴を希望する機会を提供している学校の率	実施可能	100%
	希望する児童生徒への端末を活用した教育相談を実施している学校の率	実施可能	100%
	外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に端末を活用している学校の率	該当なし	該当者があれば対応
	障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じて端末を活用した支援を実施している学校の率	該当なし	該当者があれば対応

※現状値の数値は令和6年度全国学力調査の学校質問紙の回答を参照